

第3部 台風接近時等の減災対策

第1章 災害対策本部機能の確保

第1節 準備・警戒体制の確保

第1項 活動方針

○配備体制に応じて、市災害対策本部を設置し、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成、関係機関等との連絡調整及び災害応急対策を行う体制を確保する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
災害対策本部の設置及び廃止	防災総括部	【発災直後】 設置基準に基づき速やかに	・気象予警報等 (津地方気象台)
災害対策本部設置時の職員等(動員)配備体制	防災総括部	【発災直後】 配備基準に基づき速やかに	・気象予警報等 (津地方気象台)
災害対策本部の組織及び所掌事務	各部	—	・各班、防災関係機関等

第3項 対策

■市が実施する対策

市の地域に災害発生のおそれがある場合は、市災害対策本部を設置し、各防災関係機関及び区域内の公共的団体並びに市民の協力を得て活動する。

広い市域を有する本市では、地域内の活動体制に濃淡が生じることのないよう、必要に応じて現地災害対策本部や地域毎の災害対策部の設置についても、実状をふまえて検討していくとともに、一元的な情報収集、広聴広報機能の充実、指揮命令システムの確保に留意し、さらに、災害対策本部内における各班の所掌事務について明確にするよう努める。

なお、県災害対策本部から緊急派遣チームの支援要員が派遣されている場合には、連携して活動を行う。

1 災害対策本部の設置及び廃止の基準

災害対策本部は、基本法第23条第1項の規定により設置されるものであるが、その基準を次のとおり定める。

(1) 設置

- ア 市内に気象業務法に基づく暴風、暴風雪、大雨(雪)又は洪水警報が発表されたとき。
- イ 市内に気象業務法に基づく大雨、洪水、強風注意報が発表されたとき、又は警報は発表されていないものの、市内が台風の進路にあたる場合において、市長が必要と認めるとき。
- ウ 救助法の適用を必要とする災害が発生したとき。
- エ その他異常な自然現象又は人為的原因による災害で市長が必要と認めるとき。

(2) 廃止

気象業務法等に基づく注意報、警報等の解除及び災害の応急対策が概ね完了し、本部長が廃止しても支障がないと認めたとき。

2 災害対策本部の運営

災害対策本部の運営にあたっては、「伊賀市災害対策本部条例（以下「本部条例」という。）に定めるもののほか、本部要綱により円滑化を図るものとする。

(1) 災害（被災）状況報告等

ア 災害対策本部としての災害（被災）状況報告

総合危機管理課危機管理監は、次の状況における災害（被災）状況等を市長に報告する。

- ① 災害対策本部設置時の職員等（動員）配備状況について
- ② 災害対策の発生原因となった現象の収束時における被災状況等について
- ③ その他、災害発生時には被害状況のほか必要と思われる関連事項

イ 災害対策本部の運営等

- ① 災害対策本部の運営にあたっては、別に運営マニュアルを策定する。
- ② 災害対策本部に係る組織及び所掌事務は、本部要綱で定めるものとする。

3 災害対策本部設置時の職員等（動員）配備体制

災害対策本部設置時の職員等（動員）配備体制

(1) 職員配備基準

市長は、災害対策本部長（以下、「本部長」という。）となり、各部の長に、次の区分（別表：配備基準）に基づく職員配備を指令する。その際、職員の安全確保に十分に配慮するものとする。

別表：配備基準 風水害対策時

種別	配備基準	配備内容	配備要員
準備体制	<p>①市内に次の注意報のうちいずれかが発表され、市長（本部長・水防管理者）が当該配備を必要と認めたとき。</p> <p>ア 強風（風雪）注意報 イ 大雨注意報 ウ 大雪注意報 エ 洪水注意報</p> <p>②警報が発表されていないが、市内が台風の進路にあたる時</p> <p>③その他異常な自然現象又は人為的原因による災害で、市長（本部長・水防管理者）が当該配備を必要と認めたとき。</p>	<p>○総合危機管理課及び災害対策関係課の職員が災害に関する情報連絡を円滑に行える配備とし、警戒体制に入れる体制</p> <p>○市長（本部長・水防管理者）は、状況により配備の要否を決定するとともに、事態に即応させるため配備内容を変更することができる。</p> <p>○配備要員の執務待機場所は、全員各職場とする。</p>	<p>○総合危機管理課</p> <p>○各支所振興課（上野支所を除く。）</p> <p>※必要な人員は、総合危機管理課と協議し、課内で定める。なお、本部長は、必要に応じて活動要員の配置を変更することができるものとする。</p> <p>○状況に応じて次の災害対策関係課職員を召集する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業振興部農村整備課 ・建設部企画管理課、道路河川課 ・上下水道部水道施設課、下水道課 ・消防本部消防救急課 <p>※必要な人員は、総合危機管理課と協議し、課内で定める。なお、本部長は、必要に応じて活動要員の配置を変更することができるものとする。</p>
警戒体制	<p>①市内に次の気象警報のいずれかが発表されたとき。</p> <p>ア 暴風、暴風雪警報 イ 大雨（雪）警報 ウ 洪水警報</p> <p>②その他異常な自然現象又は人為的原因による災害が発生又は予想されるときで市長（本部長・水防管理者）が必要と認めたとき。</p>	<p>○相当の被害が発生することが予想され、又は発生したときで応急対策を迅速かつ正確に行える配備とし、速やかに、非常体制に入れる体制</p> <p>○市長（本部長・水防管理者）は、事態に即応させるため配備内容を変更することができる。</p> <p>○配備要員の執務待機場所は、全員各職場とする。（配備要員以外については勤務時間外の場合には自宅において待機するものとする。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総合危機管理課 ・産業振興部農村整備課 ・建設部企画管理課、道路河川課 ・上下水道部水道施設課、下水道課 ・消防本部消防救急課 ・各支所振興課（上野支所を除く。） ・地域づくり推進課（必要により招集する。） <p>※必要な人員は、総合危機管理課と協議し、課内で定める。</p> <p>【警戒体制配備2-1、2-2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各々が総合危機管理課と協議した、配備計画による。
非常体制	<p>①市内に次の特別警報のいずれかが発表され、市長（本部長・水防管理者）が当該配備を必要と認めたとき。</p> <p>ア 暴風特別警報 イ 大雨特別警報 ウ 暴風雪特別警報 エ 大雪特別警報</p> <p>②市内全域にわたって甚大な風水害、その他異常な自然現象又は人為的原因による災害が発生又は予想されるときで、市長（本部長・水防管理者）が必要と認めたとき</p>	<p>○市内に甚大な被害が発生する恐れがあり、又は発生した場合で、市の総力をあげて応急対策活動にあたり得る体制。</p>	<p>全職員</p>

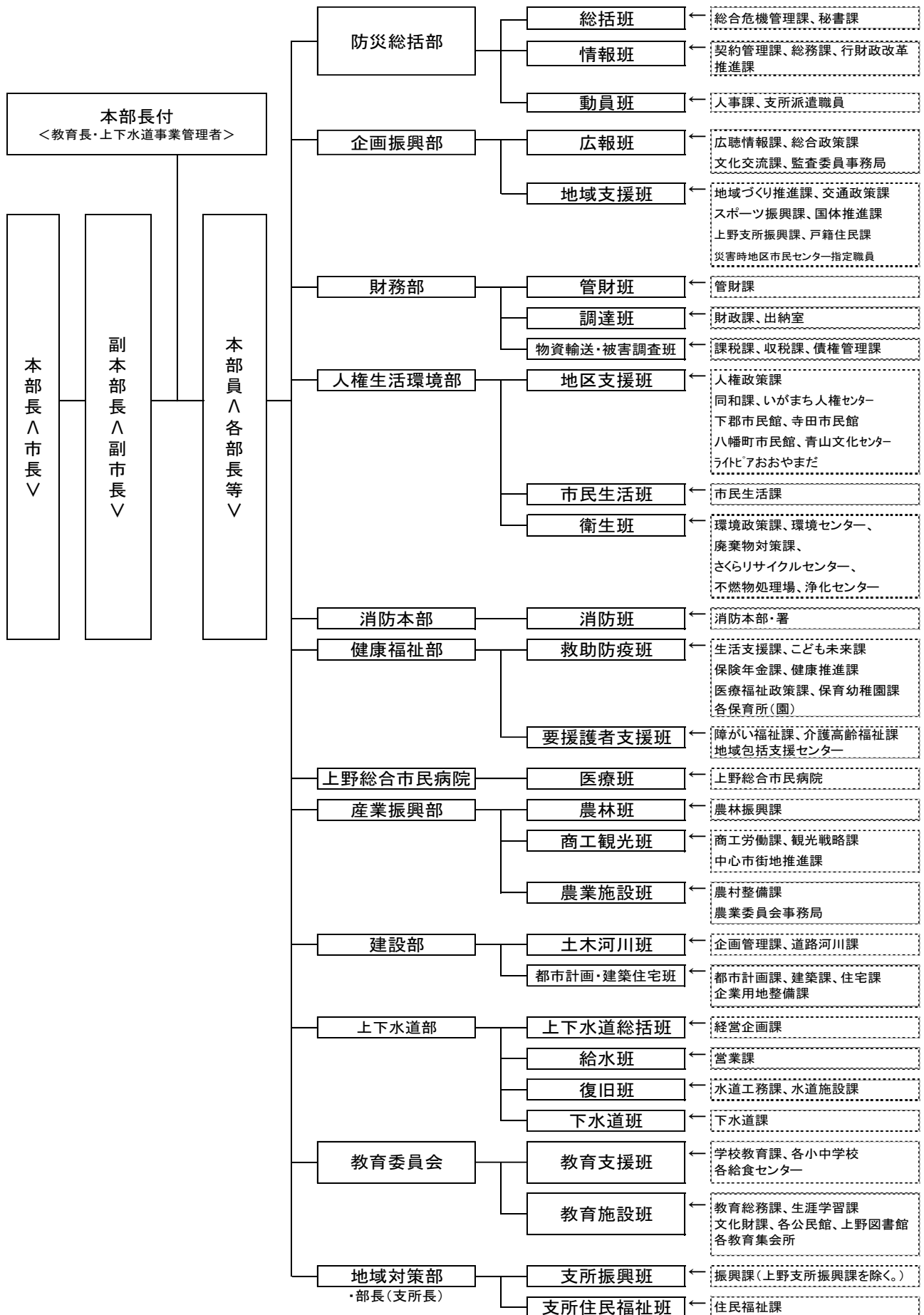
4 災害対策本部の組織及び所掌事務

災害対策本部の組織及び所掌事務は、本部条例及び本部要綱の定めるところによるが、その概要は次頁のとおりである。

災害対策本部の各班は、所掌事務遂行のため、各自「災害時職員行動マニュアル」を作成し、これに基づき対策に当たるものとする。

また、各班は、このマニュアルについて、災害時における実地検証はもとより、総合防災訓練や図上訓練等の機会をとらえて、平常時においても適宜検証作業を行い、本計画の修正等に反映させるものとする。

(1) 伊賀市災害対策本部組織図



(2) 所掌事務

【災害対策本部各部の所掌事務】(令和2年2月現在)

部名	班名	所属課等	所掌事務
各部共通			<ol style="list-style-type: none"> 1 所管に関する被害状況及び災害対策実施状況の取りまとめ並びに本部との連絡に関する事。 2 所管に関する災害写真(説明添付)の取りまとめに関する事。 3 災害状況の非常パトロールに関する事。 4 関係機関、関係団体との連絡調整に関する事。 5 各部、各班それぞれの所掌事務計画の策定に関する事。 6 他の部及び班との連携・応援に関する事。 7 班長は、部内及び他部との連絡調整を行う。
防災総括部	総括班	総合危機管理課 秘書課	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部の設置及び廃止に関する事。 2 本部長の補佐に関する事。 3 本部長命令の伝達に関する事。 4 本部員会議に関する事。 5 応急対策の総括に関する事。 6 情報の分析に関する事。 7 各部班との連携に関する事。 8 地域対策部との連携に関する事。 9 国県等関係機関との連絡に関する事。 10 避難勧告等に関する事。 11 防災行政無線等の通信に関する事。 12 災害派遣要請に関する事。 13 救助機関及び他の行政機関からの応援者の受入れに関する事。 14 その他本部秘書に関する事。 15 その他他の部に属さない事務の調整に関する事。
総務部	情報班	契約監理課 総務課 行財政改革推進課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害・気象情報の収集、集約整理に関する事。 2 災害の記録・報告に関する事。 3 各班への情報周知に関する事。
	動員班	人事課	<ol style="list-style-type: none"> 1 動員計画(配備計画)による動員に関する事。 2 配置に関する各部及び各班との連絡調整に関する事。 3 職員に対する防災教育に関する事。 4 職員の健康管理及びり災に関する事。 5 要員の雇用に関する事。 6 災害時支所派遣職員の指定に関する事。 7 災害時地区市民センター指定職員の指定に関する事。 8 各部に属さない避難所派遣職員の指定に関する事。 9 災害時支所派遣職員及び地域対策部への要員派遣に関する事。 10 災害時地区市民センター指定職員に関する事。
		支所派遣職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域支援班及び支所管内地区市民センターとの連携に関する事。

部名	班名	所属課等	所掌事務
			2 地域対策部との連携及び支所の初動体制等に関すること。
企画振興部	広報班	広聴情報課 総合政策課 文化交流課 監査委員事務局	1 渉外に関すること。 2 総括班との連携に関すること 3 災害関係の広報に関すること。 4 報道機関に関すること。(報道担当) 5 各種情報システムに関すること。 6 支所振興班との連携に関すること。
	地域支援班	地域づくり推進課 交通政策課 スポーツ振興課 国体推進課 上野支所振興課 戸籍住民課	1 避難所の開設・運営に関すること。 2 上野支所管内の被害状況の調査、報告に関すること。 3 上野支所管内の地区市民センターとの連絡及び住民への周知に関すること。 4 上野支所管内の地区市民センターへの職員派遣管理に関すること。 5 地区市民センター防災配備体制マニュアル管理に関すること。 6 上野支所管内の各部に属さない避難所への職員派遣管理に関すること。 7 ボランティアの受入れ及び総合調整に関すること。 8 支所住民福祉班との連携に関すること。 9 鉄道及び路線バスなどの被害状況の把握・報告に関すること。
		災害時地区市民センター指定職員 (上野支所管内)	1 地域支援班及び支所住民福祉班との連携に関すること。 2 当該地域における被災状況に関すること。 3 当該地域における住民の避難状況及び避難所の把握に関すること。 4 避難行動要支援者支援活動、その他当該地域における自治会、住民自治協議会及び自主防災組織等が行う災害対策への支援に関すること。
		各部に属さない避難所派遣職員(上野支所管内)	1 避難所の開設・運営に関すること。
財務部	管財班	管財課	1 市役所本庁舎の安全確保に関すること。 2 応急輸送車輛の借上げ及び輸送車輛の確保に関すること。 3 公用自動車の管理、配車及び運転手に関すること。 4 市有財産の被害調査及び災害対策に関すること。 5 支所振興班との連携に関すること。
	調達班	財政課 出納室	1 災害関係の予算措置に関すること。 2 応急・救援用資材、物資等の購入、借受けに関すること。 3 その他災害関係物品の調達、配分に関すること。 4 見舞、義援金の受領保管に関すること。 5 災害経理に関すること。 6 地域対策部との連携に関すること。

第3部 台風接近時等の減災対策
第1章 災害対策本部機能の確保

部名	班名	所属課等	所掌事務
	物資輸送・被害調査班	課税課 収税課 債権管理課	1 災害応急用の食料品、生活必需品及び資機材の輸送に関すること。 2 救援物資の受け入れ、保管、配給に関すること。 3 生活必需物資の確保に関すること。 4 災害救助要員、避難者の輸送に関すること。 5 総括班、現地調査班、広報班、地域支援班及び支所振興班との連携に関すること。 6 住家（非住家を含む。）及びこれらに伴う人の被害調査並びにその取りまとめと報告に関すること。 7 避難・被災情報の収集に関すること。（現地確認等） 8 り災台帳の作成に関すること。 9 り災証明に関すること。 10 災害減免に関すること。 11 支所振興班との連携に関すること。
人権生活環境部	地区支援班	人権政策・男女共同参画課 同和課 八幡町市民館 下郡市民館 寺田市民館 いがまち人権センター ライトピアおおやまだ 青山文化センター	1 同和地区の被害調査及び災害対策に関すること。 2 同和对策事業関係の被害調査及び災害対策に関すること。 3 避難所の開設・運営に関すること。 4 支所振興班との連携に関すること。
	市民生活班	市民生活課	1 埋火葬に関すること。 2 市営斎場施設の災害対策全般に関すること。 3 外国人避難支援等に関すること。 4 動物救護活動に関すること。 5 支所住民福祉班との連携に関すること。 6 その他公共の秩序の維持、安定に関すること。
	衛生班	環境政策課 環境センター 廃棄物対策課 さくらリサイクルセンター 不燃物処理場 浄化センター	1 被災地のし尿、塵芥収集、処理に関すること。 2 災害時における環境対策に関すること。 3 所管施設の被害調査及び災害対策に関すること。 4 救助防疫班及び支所振興班との連携に関すること。
消防本部	消防班	消防本部・署	1 警報及び気象情報に関すること。 2 水、火災による水防、消防に関すること。 3 消防団に関すること。 4 危険箇所の警戒及び避難勧告時の誘導並びに救助救急業務に関すること。 5 火災に関するり災証明書の発行に関すること。 6 所管に係る災害通信に関すること。 7 緊急援助隊の応援要請及び受入れに関すること。 8 消防分署との連携に関すること。
健康福祉部	救助防疫班	医療福祉政策課 生活支援課 こども未来課	1 被災地の消毒及び防疫に関すること。 2 確認された死体の安置、納棺運搬に関すること。 3 衛生材料、その他必需品の調達、診療施設等所管施

部名	班名	所属課等	所掌事務
		保育幼稚園課 保険年金課 健康推進課 各保育所（園）	<p>設の被害調査及び災害対策に関すること。</p> <p>4 救護所（応急治療所）及び避難所への応援に関すること。</p> <p>5 災害救助法の適用手続きに関すること。</p> <p>6 災害救助法に基づく本部事務に関すること。</p> <p>7 被災者生活再建支援法の適用等に関すること。</p> <p>8 避難所の開設・運営に関すること。</p> <p>9 災害弔慰金の支給及び災害救護資金の貸付に関すること。</p> <p>10 救援、義援金品の収受及び事務手続に関すること。</p> <p>11 日本赤十字社との事務調整に関すること。</p> <p>12 保育所（園）の開設運営に関すること。</p> <p>13 災害時の園児の避難及び保護者との連絡に関すること。</p> <p>14 児童福祉施設の被害調査及び被害対策に関すること。</p> <p>15 人権生活環境部、支所住民福祉班との連携に関すること。</p>
	避難行動要支援者支援班	障がい福祉課 介護高齢福祉課 福祉相談調整課 地域包括支援センター	<p>1 被災者の応急救助に関すること。</p> <p>2 被災者に対する救援物資の給与に関すること。</p> <p>3 社会福祉施設の被害調査及び災害対策に関すること。</p> <p>4 避難行動要支援者の避難支援に関すること。</p> <p>5 避難行動要支援者名簿の作成、活用及び管理に関すること。</p> <p>6 福祉避難所の確保及び連絡調整に関すること。</p> <p>7 協定締結法人等が所管する福祉避難所の運営に関すること。</p> <p>8 関係者への情報提供に関すること。</p> <p>9 関係者との連絡調整に関すること。</p> <p>10 人権生活環境部、支所住民福祉班との連携に関すること。</p>
市民病院部	医療班	上野総合市民病院	<p>1 災害時における医務の総合計画に関すること。</p> <p>2 患者輸送、その他医事に関すること。</p> <p>3 患者治療に関すること。</p> <p>4 薬剤に関すること。</p> <p>5 放射性物質の災害応急対策（保健衛生上）に関すること。</p> <p>6 救護所（応急治療所）の設置に関すること。</p> <p>7 所管に係る関係機関、団体等の連絡調整に関すること。</p> <p>8 病院施設等の被害調査及び災害対策に関すること。</p>
産業振興部	農林班	農林振興課	<p>1 救助用食糧の調達配給に関すること。</p> <p>2 炊出しに関すること。</p> <p>3 救助用主食、副食物等の確保に関すること。</p> <p>4 主食配給の特別措置に関すること。</p> <p>5 農林畜産の被害調査及び災害対策に関すること。</p> <p>6 農業共済に関すること。</p> <p>7 農産物、家畜等の防疫に関すること。</p> <p>8 地域対策部との連携に関すること。</p>

第3部 台風接近時等の減災対策
第1章 災害対策本部機能の確保

部名	班名	所属課等	所掌事務
	商工観光班	商工労働課 観光戦略課 中心市街地推進課	1 商工鉦業関係等の被害調査及び災害対策に関する こと。 2 観光施設等の被害調査及び災害対策に関する こと。 3 市内勤務者及び観光客等帰宅困難者の避難支援に 関すること。 4 地域対策部との連携に関する こと。
	農業施設班	農村整備課 農業委員会事務局	1 農地及び農業施設等の被害調査及び災害対策に関 すること。 2 林道、林地、林業施設及び地すべり等の被害調査並 びに災害対策に関する こと。 3 地域対策部との連携に関する こと。
建設部	土木・河川班	企画管理課 道路河川課	1 道路橋りょう等公共土木施設の災害防御に関する こと。 2 道路橋りょう等公共土木施設及びがけ崩れについ ての被害調査並びに災害対策に関する こと。 3 災害復旧事業に関する こと。 4 公共土木施設災害復旧に関する事務の総括に関す ること。 5 河川施設等の災害防御に関する こと。 6 河川等の被害調査及び災害対策に関する こと。 7 緊急物資等の輸送道路確保に関する こと。 8 地域対策部との連携に関する こと。
	都市計画・ 建築住宅班	都市計画課 建築課 住宅課 企業用地整備課	1 市有財産（建物）等の修理及び被害額の算定に関す ること。 2 被害住宅の被害認定に関する こと。 3 被災者生活再建支援法の活用に関する こと。 4 被災建築物応急危険度判定士の養成・派遣及び判定 の実施に関する こと。（震災対策時） 5 災害救助法による応急仮設住宅の建設に関する こと。 6 被災宅地危険度判定士の養成・派遣及び判定の実施 に関する こと。 7 応急仮設住宅の建設及び入居者の決定に関する こと。 8 避難所及び応急仮設住宅の応急修理に関する こと。 9 公園施設、住宅施設等の災害復旧及び支援施策に関 すること。 10 電気、ガス及び通信等の被害状況の把握に関する こと。 11 都市施設等の被害調査及び災害対策に関する こと。 12 地域対策部との連携に関する こと。
上下水道部	上下水道総括 班	経営企画課	1 水道災害の事務及び庶務に関する こと。 2 住民等の情報、広報に関する こと。 3 被害状況の連絡に関する こと。 4 応急資機材の調査及び確保に関する こと。 5 地域対策部との連携に関する こと。
	給水班	営業課	1 応急給水及び被害調査に関する こと。
	復旧班	水道工務課 水道施設課	1 水道施設の応急復旧並びに被害状況調査に関する こと。 2 取水、浄水対策に関する こと。 3 取水、浄水施設の被害状況の調査に関する こと。

部名	班名	所属課等	所掌事務
			4 原水、応急給水、復旧時の水質検査に関する事。
	下水道班	下水道課	1 下排水路施設及び公共下水道施設の被害調査、復旧及び災害対策に関する事。 2 農業集落排水施設の被害調査及び災害対策に関する事。 3 公共管理浄化槽施設の被害調査及び災害対策に関する事。
教育委員会	教育支援班	学校教育課 各小中学校 各給食センター	1 災害時の児童生徒の避難に関する事。 2 被災児童生徒の応急教育対策に関する事。 3 災害救助用学用品等の調達と給与に関する事。 4 災害時における学校給食の対策に関する事。 5 被災児童生徒の保健衛生に関する事。 6 教職員の災害のための確保及び動員に関する事。 7 炊き出し調理人の確保及び炊き出しに関する事。 8 救助防疫班、農林班、教育施設班との連携に関する事。
	教育施設班	教育総務課 生涯学習課 文化財課 各公民館 上野図書館 各教育集会所	1 教育施設等の被害調査及び災害対策に関する事。 2 文化財の被害調査及び災害対策に関する事。 3 災害時における教育施設の避難場所としての応急供用に関する事。 4 避難所の開設・運営に関する事。 5 健康福祉部、都市計画・建築住宅班、教育支援班との連携に関する事。

【地域対策部各班の所掌事務】（令和2年2月現在）

班名	所属課等	所掌事務
各班共通		<ol style="list-style-type: none"> 1 所掌に関する被害状況及び災害対策実施状況の取りまとめ並びに災害対策本部の所管各部との連絡調整に関する事。 2 所掌に関する災害写真（説明添付）の取りまとめに関する事。 3 関係機関、団体との連絡調整に関する事。 4 各班それぞれの所掌事務計画の策定に関する事。 5 他の班の応援及び相互連携に関する事。 6 班長は、班内及び他班との連絡調整を行う。
支所振興班	振興課 （上野支所を除く） 地区市民センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域対策部内会議の運営に関する事。 2 渉外に関する事。 3 総括班への報告等に関する事。 4 災害関係文書の收受及び報告に関する事。 5 気象情報の報告、被害状況及び災害応急対策の実施状況等の総括、記録に関する事。 6 支所派遣職員の動員配備に関する事。 7 動員班への要員派遣要請に関する事。 8 災害関係の広報広聴に関する事。 9 市民相談窓口に関する事。 10 り災関係者からの陳情等の受付及び情報収集・被害調査班との連絡・調整に関する事。 11 交通機関の被害状況報告に関する事。 12 その他公共の秩序の維持、安定に関する事。 13 応急・救援用資材、物資等の購入、借受けに関する調達班との連絡調整に関する事。 14 その他災害関係物品の調達配分に関する事。 15 車輛、重機等の借上、配分に関する調達班との連絡調整に関する事。 16 各地区自主防災組織、管内地区市民センター及び消防団との連携に関する事。 17 避難所の開設・運営に関する事。 18 各支所管内の各部に属さない避難所への職員派遣に関する事。 19 災害対策本部及び各班との連絡並びに住民への周知、応援、救助に関する事。 20 応急食料の緊急確保に関する調達班との連絡調整に関する事。 21 必要物資の確保に関する調達班との連絡調整に関する事。 22 電気、ガス及び通信等の被害状況の受付に関する事。 23 農地及び農業用施設等の被害受付に関する農業施設班との連絡調整に関する事。 24 林地、林業用施設及び地すべり等の被害受付に関する事。 25 農林畜産の被害受付に関する事。 26 農産物、家畜等の防疫に関する農林班との連絡調整に関する事。 27 緊急物資（食料を除く。）及び復興資材の斡旋に関する物資輸送班との連絡調整に関する事。 28 市営住宅の被害受付に関する都市計画・建築住宅班との連絡調整に関する事。 29 道路、橋りょう等公共土木施設及びがけ崩れについての被害受付に関する土木・河川班との連絡調整に関する事。 30 応急仮設住宅等に関する都市計画・建築住宅班との連絡調整に関する事。 31 避難場所の安全確認及び確保に関する事。 32 避難所の応急修理に関する都市計画・建築住宅班との連絡調整に関する事。

班名	所属課等	所掌事務
		<p>すること。</p> <p>33 下水道施設の被害受付に関する下水道班との連絡調整に関すること。</p> <p>34 同和地区の災害対策に関する地区支援班との連絡調整に関すること。</p> <p>35 同和対策事業関係の災害対策に関する地区支援班との連絡調整に関すること。</p> <p>36 各支所管内の地区市民センターの被害調査及び支所住民福祉班への報告に関すること。</p> <p>37 その他の支所管内各地区の被害状況の受付及び報告に関すること。</p> <p>38 防災総括部、企画振興部、財務部、産業振興部、建設部、上下水道部との連携に関すること。</p>
	災害時地区市民センター指定職員（各支所管内）	<p>1 地域支援班及び支所住民福祉班との連携に関すること。</p> <p>2 当該地域における被災状況に関すること。</p> <p>3 当該地域における住民の避難状況及び避難所の把握に関すること。</p> <p>4 避難行動要支援者支援活動、その他当該地域における自治会、住民自治協議会及び自主防災組織等が行う災害対策への支援に関すること。</p>
	各部に属さない避難所派遣職員（各支所管内）	<p>1 避難所の開設・運営に関すること。</p>
支所住民福祉班	住民福祉課 地区市民センター いがまち保健福祉センター 山田診療所 阿波診療所 霧生診療所 青山保健センター 青山子育て支援センター 各保育所（園）	<p>1 避難所の設置及び運営に関すること。</p> <p>2 炊出し食料の配給に関すること。</p> <p>3 応急食料の引渡しに関すること。</p> <p>4 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付及び受付に関すること。</p> <p>5 被災地の消毒及び防疫に関すること。</p> <p>6 り災者の応急救助に関すること。</p> <p>7 り災者に対する救援物資等の配分に関すること。</p> <p>8 ボランティアの受入れに関すること。</p> <p>9 人権生活環境部、健康福祉部、上下水道部、教育委員会との連携に関すること。</p>

5 防災関係民間団体の協力

所掌事務に係る民間団体等に対し、災害時に積極的な協力が得られるよう協力体制の確立に努めるものとする。

6 応援要請

「第4部第1章第5節 県内市町間応援・受援体制の整備」を参照

■その他の防災関係機関等が実施する対策

1 活動体制の整備

市内に災害発生のおそれがある場合は、それぞれの防災業務計画その他の計画により、災害対策組織を整備して自らの活動を実施するとともに、県、市及び他の機関の活動が円滑に行われるよう情報交換を行い、その業務について協力する。

第2節 予報・警報等の伝達及び情報収集体制の確保

第1項 活動方針

- 気象情報・予警報や水防警報、土砂災害警戒情報等を迅速・確実に市民等へ提供するとともに、市内の被害状況を収集・とりまとめる体制を確保する。
- 台風・気象情報等の整理・分析体制について、検討を行う。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
気象情報・予警報等の収集・伝達	総括班、情報班	【発災3時間以内】 市災害対策本部設置後速やかに	・災害関連情報全般 (防災関係機関)
被害情報等の収集	総括班、情報班	【発災3時間以内】 市災害対策本部設置後速やかに	・被害関連情報全般 (防災関係機関)
被害情報等の関係機関への情報提供等	総括班、情報班	【発災12時間以内】 市災害対策本部設置後速やかに	・被害関連情報全般 (防災関係機関)
市民への広報・広聴	総括班、情報班、 広報班	【随時】	・災害関連情報全般 (防災関係機関)

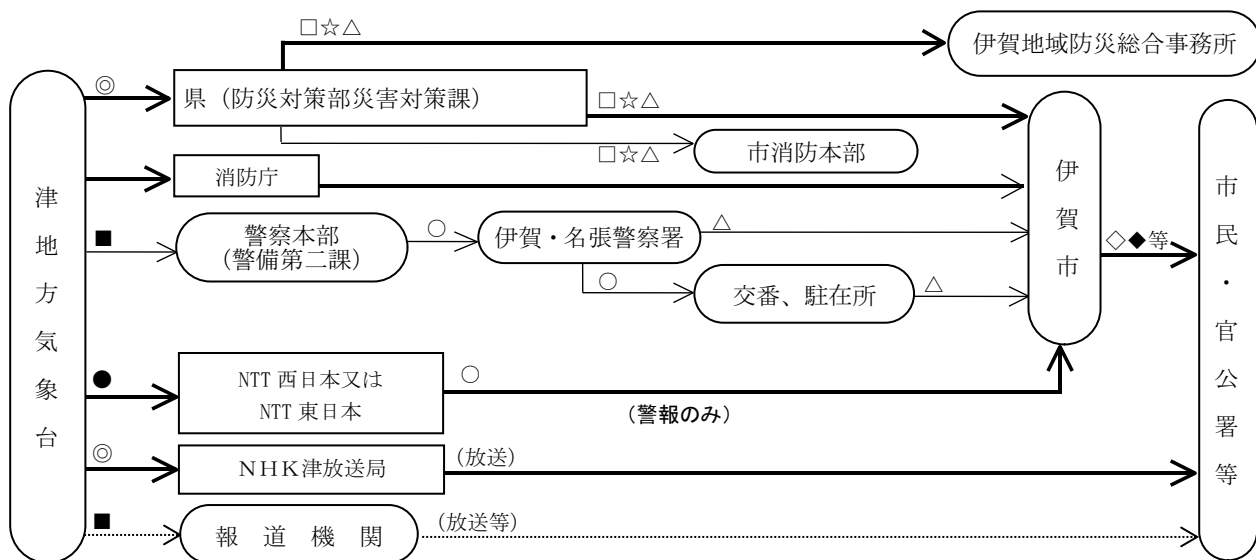
第3項 対策

■市が実施する対策

1 予報及び警報等の伝達

(1) 伝達系統

津地方気象台から発表される気象・洪水等に関する警報事項の伝達は、次の系統で行う。



凡 例	
——	気象業務法第15条等の法令による通知系統
.....	気象業務法第13条等の法令による通知系統
——	県地域防災計画、協定、その他による伝達系統

凡 例	
◎	防災情報提供システム(専用回線)
■	防災情報提供システム(インターネット)
●	気象専用回線
○	専用の電話・専用の電話FAX
△	一般の加入電話・加入電話FAX
□	三重県防災行政無線
◇	市防災行政無線
☆	県の一斉優先FAX
◆	伊賀市行政情報チャンネル

2 災害情報の収集・伝達

(1) 情報収集

消防や警察、住民自治協議会、自治会、自主防災組織、防災関係機関等から被害状況等を把握する。特に要配慮者の被災・避難状況や孤立するおそれのある地区等の被害状況、住民の避難状況の収集に努める。

(2) 情報の連絡手段

防災関係機関は、それぞれの所掌の災害等の情報を可能な限りの手段を講じて収集する。収集した情報は迅速に市災害対策本部に連絡する。電話、FAX、防災行政無線、携帯電話、三重県防災情報システム等の通信手段のなかから、状況に応じ最も有効な手段を用いて、情報を連絡するものとする。

(3) 収集すべき情報の内容

災害の発生に対して、災害応急対策を実施するために必要な情報は、概ね以下のとおりである。

必要な情報	主な情報収集機関
①火災の発生状況	伊賀警察署、名張警察署、消防本部、消防団、住民自治協議会、自治会等
②死者、負傷者の状況及び被災者の状況	伊賀警察署、名張警察署、消防本部、消防団、住民自治協議会、自治会等
③家屋の倒壊	伊賀警察署、名張警察署、消防本部、消防団、住民自治協議会、自治会等
④電気、ガス、水道、通信施設の被災状況及び応急復旧状況並びにその見通し	伊賀警察署、名張警察署、中部電力、電気通信事業者、消防本部、消防団、住民自治協議会、自治会等
⑤主要道路、鉄道等の交通施設の状況及び交通状況	三重県県土整備部、中部地方整備局北勢国道事務所、伊賀警察署、名張警察署、西日本旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、伊賀鉄道株式会社、三重交通等
⑥堤防、護岸の状況	三重県県土整備部、近畿地方整備局木津川上流河川事務所、伊賀警察署、名張警察署
⑦市民の避難状況	伊賀警察署、名張警察署、消防本部、消防団
⑧学校、病院、社会福祉施設等重要な施設、物の被害状況	伊賀警察署、名張警察署、施設の管理者
⑨生活必需品、防災関係物資等の需給状況	三重県環境生活部、伊賀警察署、名張警察署
⑩治安状況	伊賀警察署、名張警察署
⑪各機関の行った応急対策	各防災関係機関（住民自治協議会、自治会等）

3 被害情報等の報告

地域内に災害が発生した場合は、防災情報システムを通じて県災害対策本部にその状況等を報告する。なお、県災害対策本部と連絡がとれない状況にある時は、直接消防庁へ報告する（下記）。

【消防庁への連絡先】

① 平日 9:30～17:45（消防庁応急対策室）

N T T回線	消防防災無線	地域衛星通信ネットワーク
TEL 03-5253-7527	TEL 90-49013	TEL 8-7-048-500-90-49013
FAX 03-5253-7537	FAX 90-49033	FAX 8-7-048-500-90-49033

② 夜間・休日（消防庁 消防防災・危機管理センター）

N T T回線	消防防災無線	地域衛星通信ネットワーク
TEL 03-5253-7777	TEL 90-49102	TEL 8-7-048-500-90-49102
FAX 03-5253-7553	FAX 90-49036	FAX 8-7-048-500-90-49036

■その他の防災関係機関が実施する対策

＜津地方気象台が実施する対策＞

1 特別警報・警報・注意報の発表

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が発表される。

2 水防活動等に必要な予報及び警報等の発表

(1) 水防活動用予報及び警報

気象、高潮、洪水及び津波について、水防活動の利用に適合する注意報及び警報をいう。水防活動用気象注意報・警報は大雨注意報・警報・特別警報、水防活動用洪水注意報・警報は洪水注意報・警報をもって代える。

(2) 洪水予報

津地方気象台と国土交通省機関が共同して、洪水についての水防活動や行政機関・一般住民等への防災の利用に適合する予報を発表する。ただし、伊賀市内を流れる淀川水系の河川（木津川上流、服部川、柘植川）は、大阪管区気象台（大阪市）と淀川ダム統合管理事務所（京都府宇治市）が共同して、洪水についての水防活動や行政機関・一般住民等への防災の利用に適合する予報を発表する。

3 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長の避難勧告の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するための情報で、三重県と津気象台が共同で発表する。

- (1) 気象台における伝達系統については、気象・洪水・高潮・波浪に関する警戒情報の伝達に準ずる。
- (2) 県における伝達系統については、「三重県災害対策本部運営要領」に準ずる。

4 気象情報（警報・注意報に先立つ注意喚起や警報・注意報の補完など）の発表

台風その他について、その状況を具体的に説明するもので、注意報および警報の発表前あるいは発表中に刻々変わる気象の現況やこれらの推移について、防災活動に活用できるよう随時に発表する。

5 警報・注意報などの発表基準

伊賀市における警報・注意報発表基準（津地方気象台）は次ページ上段のとおりである。

警報や注意報は、気象要素（表面雨量指数、流域雨量指数、風速など）が基準に達すると予想した場合に発表する。ただし、地震で地盤がゆるんだりして災害発生にかかわる条件が変化した場合、通常とは異なる基準（暫定基準）で発表することがある。また、災害の発生状況によっては、この基準にとらわれず運用することもある。

また、特別警報は、数十年に一度の規模の事象が予想される場合に発表される（次ページ下段）。雨に関する伊賀市の「50年に一度の値」は、48時間降水量「436mm」、3時間降水量「141mm」、土壌雨量指数「249」である。

警報・注意報発表基準一覧表

令和2年8月6日現在
発表官署 津地方気象台

伊賀市	府県予報区	三重県		
	一次細分区域	北中部		
	市町村等をまとめた地域	伊賀		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準 24	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準 110	
	洪水	流域雨量指数基準	木津川流域=16.8, 柘植川流域=29, 服部川流域=16, 矢谷川流域=8.3, 馬野川流域=10.1, 川上川流域=11.8, 青山川流域=8.9	
		複合基準*1	木津川流域=(5, 15.1), 服部川流域=(25, 14.4), 馬野川流域=(25, 9.2)	
		指定河川洪水予報による基準	木津川上流[岩倉]	
	暴風	平均風速	20m/s	
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	9	
		土壌雨量指数基準	80	
	洪水	流域雨量指数基準	木津川流域=13.4, 柘植川流域=23.2, 服部川流域=12.8, 矢谷川流域=6.6, 馬野川流域=8, 川上川流域=9.4, 青山川流域=7.1	
		複合基準*1	木津川流域=(5, 13.4), 柘植川流域=(5, 23.2), 服部川流域=(5, 12.8), 馬野川流域=(5, 8), 川上川流域=(5, 9.4)	
		指定河川洪水予報による基準	木津川上流[岩倉]	
	強風	平均風速	13m/s	
	風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度30%で、実効湿度60%		
	なだれ			
	低温	冬期:最低気温-5℃以下		
霧	晩霧期に最低気温3℃以下			
着氷・着雪	着しい着氷(雪)が予想される場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	120mm		

*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

気象に関する特別警報の発表基準

現象の種類	発表	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(注意) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をします。

<移動通信事業者の実施する対策>

1 緊急速報メール（エリアメール）による情報の配信

各移動通信事業者は、国・地方公共団体が発信する災害・避難情報等について、携帯電話利用者等に対し緊急速報メールを配信し、情報の周知に努める。

<報道機関の実施する対策>

1 災害関係情報の市民への広報

報道機関は、気象庁や市災害対策本部等から得た情報をもとに、市民に対して災害関係情報に関して必要な報道を行う。

<その他の防災関係機関の実施する対策>

1 被害情報等の収集と連絡

(1) 被害情報等の収集

防災関係機関は、それぞれの所掌の災害等の情報を可能な限りの多様な手段を講じて収集する。

(2) 被害情報等の連絡

防災関係機関は収集した情報を防災情報システム、電話、FAX、三重県防災通信ネットワーク、携帯電話等の通信手段のなかから、状況に応じ最も有効な手段を用いて市災害対策本部へ連絡する。

2 災害関係記録写真、映像等の収集

防災関係機関は、災害写真、映像等を撮影、収集したときは、その内容を速やかに防災総括部に報告することとし、防災総括部は必要に応じて報道機関へ提供する。

3 水防警報の発表

「水防警報」は、河川が所定の水位に達した際に、水防団や消防機関などが出動の指針とするために発令されるものである。国土交通大臣または都道府県知事は、河川を指定して、水防管理団体の水防活動に指針を与えるため、河川の洪水予報等の一般の方への情報より早目に、より低い水位で段階的に水防警報を発令する。

国土交通大臣の指定する河川については、国土交通省出先機関の長（木津川上流河川事務所長）が、また知事の指定する河川については、三重県水防本部長（知事）又は水防支部長（伊賀建設事務所長）が、水防上必要と認めた時に警報（「待機」「準備」「出動」「指示」「解除」「情報」）を発する。

■地域・住民が実施する自助・共助の対策

1 風水害からの自衛措置

(1) 気象情報の収集及び避難の準備

住民は、市が発行するハザードマップ等により、自らが居住等する地域に発生する洪水や土砂災害等の災害によるリスクを把握するとともに、大雨や暴風が予想される場合は、テレビ、インターネット、防災情報システム等を通じて、気象情報や市の発令する警戒レベルが付された避難勧告等情報の収集に注意を払う。

また、自宅等の立地条件から、避難所等への立ち退き避難が必要か又は自宅等の上層階など安全な部屋に移動（垂直避難）することで十分かどうかを判断し、市から警戒レベルが付された避難勧告等の情報が発令された場合に速やかに避難行動を起こすための準備を行う。

(2) 「[警戒レベル3] 避難準備・高齢者等避難開始」発令時の対応

住民は、自らが居住等する地域に市から[警戒レベル3] 避難準備・高齢者等避難開始が発令された場合は、立ち退き避難又は垂直避難を行うため、飲料水・食料や衣類、貴重品、日用品等の非常持ち出し品を準備するなど、速やかに避難行動を起こせるよう備える。

また、要配慮者に対しては、[警戒レベル3] 避難準備・高齢者等避難開始の発令時点で避難行動を開始できるよう、介護者や地域が要配慮者の避難行動を支援する。

(3) 「[警戒レベル4] 避難勧告」発令時の対応

住民は、自らが居住等する地域に市から[警戒レベル4] 避難勧告が発令された場合は、身の安全を図るため、立ち退き避難又は垂直避難等を行う。

なお、立ち退き避難を行う場合は、市により洪水や土砂災害等の災害種別ごとに避難場所が指定されているので、あらかじめ目的地となる避難場所や避難経路を確認しておく。

(4) 「[警戒レベル4] 避難指示（緊急）」発令時の対応

立ち退き避難を行う場合は、風雨が強まってからの避難は危険が高いため、住民は、[警戒レベル4] 避難指示（緊急）を待たず、[警戒レベル4] 避難勧告発令時点で指定避難所等へ避難を行うことを原則とする。

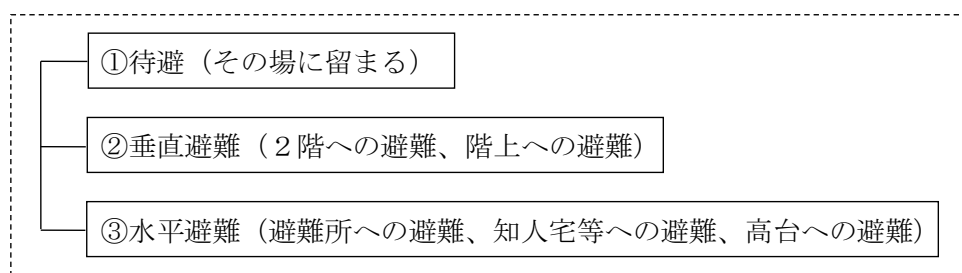
やむを得ず[警戒レベル4] 避難指示（緊急）が発令された段階で避難を行う場合は、災害発生がひっ迫している状況であることを鑑み、速やかに避難を行うか、それができない場合は生命を守ることを最優先した行動をとる。

(5) 「[警戒レベル5] 災害発生情報」発令時の対応

住民は、自ら居住等する地域に市町から[警戒レベル5] 災害発生情報が発令された場合は、既に災害が発生している状況であることを鑑み、生命を守るための最善の行動をとる。

(6) 避難行動の種類

避難行動を空間的な移動の観点から整理すると、下図のように、①待避、②垂直避難、③水平避難の三類型が考えられる。この中で、基本的には早期の水平避難を優先させつつ、周囲の状況変化や災害の切迫性、規模、時間帯等に応じて、適切な避難行動を選択するものとする。



2 災害に関する現場情報の報告

市からの警戒レベルが付された避難勧告等が発令されていない場合において、周辺の河川・堤防や急傾斜地等に異変が生じ、災害が発生する危険を認知した場合は、周辺の住民に“声かけ”をし、避難を促しながら、速やかに安全な場所に避難するよう努める。

3 被害情報等の提供

人的被害や人家等の建物被害を発見したものは、速やかに消防署等の防災関係機関に通報する。また、道路等の公共施設における被害を発見した場合は、市や施設管理者への報告に努める。

第3節 避難勧告等の発令

第1項 活動方針

○避難勧告等の適切な発令により、住民が安全かつ円滑に避難できるようにする。

第2項 対策項目

対策(活動)項目	主担当部(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
避難勧告等の発令	総括班、情報班	【発災3時間以内】 市災害対策本部設置後速やかに	・災害関連情報全般 (防災関係機関)
避難勧告等に基づく避難準備	総括班、情報班、消防本部、各支所	【発災3時間以内】 市災害対策本部設置後速やかに	・被害関連情報全般 (防災関係機関)

第3項 対策

警戒レベル

避難勧告等を発令する際には、住民がとるべき行動を下記一覧表のとおり5段階に分け、「住民に行動を促す情報」と「住民がとるべき行動」の対応を明確化し、「警戒レベル」の段階に応じて住民がとるべき行動が直感的に理解しやすいように伝達を行う。

警戒レベル	住民に行動を促す情報	住民がとるべき行動	発表・発令者
警戒レベル1	早期注意情報	災害への心構えを高める。	気象庁
警戒レベル2	注意報	避難に備え、自らの避難行動を確認する。	
警戒レベル3	避難準備・高齢者等避難開始	避難に時間を要する人(ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等)とその支援者は避難する。 その他の人は避難の準備や、自発的避難をする。	市長
警戒レベル4	避難勧告 避難指示(緊急)	速やかに避難先へ避難する。公的な避難場所までの移動が危険な場合、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所へ避難する。	
警戒レベル5	災害発生情報 ※災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	

■市が実施する対策

1 避難勧告等の発令

(1) 河川洪水に関する避難勧告等の発令基準

市は、河川洪水に関する避難勧告等について、柘植川、服部川、木津川それぞれの水位等を踏まえた発令基準を参考に、気象予測や巡視等の情報を含めて総合的に判断し、日没等避難完了までの時間帯を考慮して発令する。

県の定める各河川的基本的な発令基準は下記のとおりであり(ア～ウ)、市はこれらを踏まえ、各地区における実情等を勘案しつつ適切なタイミングで避難勧告などを発令する。

なお、「[警戒レベル5] 災害発生情報」は災害が実際に発生していることを市が把握した場合、可能な範囲で発令することとする。

ア 柘植川

対象情報	基本的な発令基準
【警戒レベル3】 避難準備・高齢者 等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・佐那具水位観測所において、水位が 3.70m【はん濫注意水位】を超過するなど、さらに水位が上昇する見込みがある場合で、市長が必要と判断したとき。 ・市及び関係機関の河川巡視報告や地域住民からの情報提供等により、人的被害発生の可能性が高まった状況であり、市長が必要であると判断したとき。 ・その他市長が必要と判断したとき。
【警戒レベル4】 避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・佐那具水位観測所において、水位が 4.20m【避難判断水位】を超過するなど、さらに水位が上昇する見込みがある場合で、市長が必要と判断したとき。 ・市及び関係機関の河川巡視報告や地域住民からの情報提供等により、人的被害発生の可能性が明らかに高まった状況であり、市長が必要であると判断したとき。 ・その他市長が必要と判断したとき。
【警戒レベル4】 避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ・佐那具水位観測所において、水位が 5.20m【はん濫危険水位】を超過するなど、さらに水位が急激に上昇する見込みがある場合で、市長が必要であると判断したとき。 ・市及び関係機関の河川巡視報告や地域住民からの情報提供等により、人的被害発生の可能性が非常に高い状況であり、市長が必要であると判断したとき。 ・その他市長が必要と判断したとき。

イ 服部川

対象情報	基本的な発令基準
【警戒レベル3】 避難準備・高齢者 等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・荒木水位観測所において、水位が 1.80m【はん濫注意水位】を超過するなど、さらに水位が上昇する見込みがある場合で、市長が必要と判断したとき。 ・市及び関係機関の河川巡視報告や地域住民からの情報提供等により、人的被害発生の可能性が高まった状況であり、市長が必要であると判断したとき。 ・その他市長が必要と判断したとき。
【警戒レベル4】 避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・荒木水位観測所において、水位が 1.90m【避難判断水位】を観測し、さらに水位が上昇する見込みがある場合で、市長が必要と判断したとき。 ・市及び関係機関の河川巡視報告や地域住民からの情報提供等により、人的被害発生の可能性が明らかに高まった状況であり、市長が必要であると判断したとき。 ・その他市長が必要と判断したとき。
【警戒レベル4】 避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ・荒木水位観測所において、水位が 2.30m【はん濫危険水位】を超過するなど、さらに水位が急激に上昇する見込みがある場合で、市長が必要であると判断したとき。 ・市及び関係機関の河川巡視報告や地域住民からの情報提供等により、人的被害発生の可能性が非常に高い状況であり、市長が必要であると判断したとき。 ・その他市長が必要と判断したとき。

ウ 木津川

対象情報	基本的な発令基準
【警戒レベル3】 避難準備・高齢者 等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・比土水位観測所において、水位が 3.19m【はん濫注意水位】を超過するなど、さらに水位が上昇する見込みがある場合で、市長が必要と判断したとき。 ・市及び関係機関の河川巡視報告や地域住民からの情報提供等により、人的被害発生の可能性が高まった状況であり、市長が必要であると判断したとき。 ・その他市長が必要と判断したとき。
【警戒レベル4】 避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・比土水位観測所において、水位が 3.19m【避難判断水位】を超過するなど、さらに水位が上昇する見込みがある場合で、市長が必要と判断したとき。 ・市及び関係機関の河川巡視報告や地域住民からの情報提供等により、人的被害発生の可能性が明らかに高まった状況であり、市長が必要であると判断したとき。 ・その他市長が必要と判断したとき。

<p>【警戒レベル4】 避難指示（緊急）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・比土水位観測所において、水位が 3.68m【はん濫危険水位】を超過し、さらに水位が急激に上昇する見込みがある場合で、市長が必要であると判断したとき。 ・市及び関係機関の河川巡視報告や地域住民からの情報提供等により、人的被害発生の可能性が非常に高い状況であり、市長が必要であると判断したとき。 ・その他市長が必要と判断したとき。
------------------------------	--

(2) 土砂災害に関する避難勧告等の発令基準

市は、土砂災害に関する避難勧告等について、以下の基本的な発令基準を参考に、気象予測や巡視等の情報を含めて総合的に判断し、日没等避難完了までの時間帯を考慮して発令する。

なお、「【警戒レベル5】災害発生情報」は災害が実際に発生していることを市が把握した場合、可能な範囲で発令することとする。

対象情報	発令基準
<p>【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等避難開始</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報発表中において、三重県及び津地方気象台から土砂災害警戒情報が発表され、市長が必要と判断したとき。 ・近隣で前兆現象（湧き水・地下水の濁り・量の変化など）が確認され、市長が必要と判断したとき。 ・その他市長が必要と判断したとき。
<p>【警戒レベル4】 避難勧告</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害危険度情報が警戒レベル4相当に該当する表示が紫色（極めて危険）、又は薄い紫色（非常に危険）となったときで、市長が必要と判断したとき。 ・近隣で前兆現象（溪流付近での斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等の亀裂など）が確認され、市長が必要と判断したとき。 ・その他市長が必要と判断したとき。
<p>【警戒レベル4】 避難指示（緊急）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣で土砂災害が発生し、市長が必要と判断したとき。 ・近隣で土砂移動現象や前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂など）が確認され、市長が必要と判断したとき。 ・その他市長が必要と判断したとき。

※奥田、大道、諏訪、西高倉、西条の雨量観測局で実効雨量が 140mm を超えた場合

特に注意を払うことが必要な地域は、本計画の資料編「防災上注意すべき自然的社会的条件」に掲載されている次の地区等である。

- ア 山腹崩壊危険地区
- イ 崩壊土砂流危険地区
- ウ 砂防指定地内の溪流
- エ 急傾斜地崩壊危険箇所
- オ 地すべり危険箇所
- カ 土石流危険溪流
- キ 土砂災害警戒区域
- ク 道路注意箇所
- ケ 防災重点ため池

(3) 要配慮者の避難

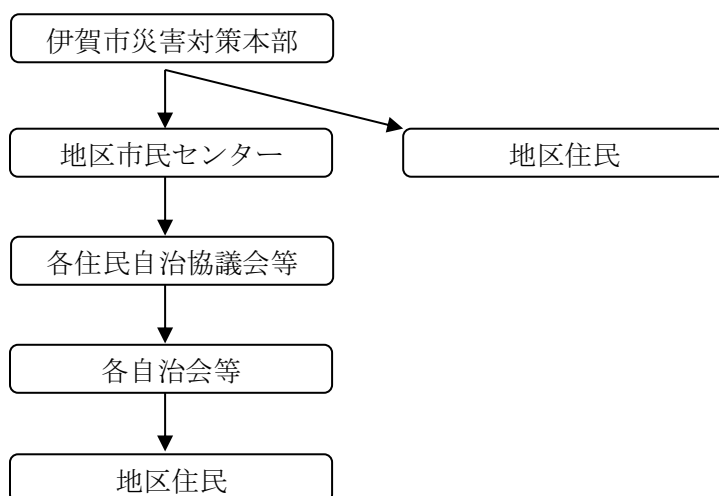
要配慮者への避難情報等については、防災情報システム等を活用して伝達するとともに、市から住民自治協議会長や自治会長へ連絡をとり、住民自治協議会長や自治会長を通じて、要配慮者及び避難支援者等へ伝達する。その際、福祉関係機関・団体のネットワークを情報伝達に活用し、要配慮者等に対して確実に情報伝達する。

保育所、病院、介護保険施設などの要配慮者関連施設に対しては、洪水予報、避難判断水位の水位到達情報、土砂災害警戒情報などの情報を伝達し、円滑かつ迅速な避難を確保する。特に、浸水想定区域内にある要配慮者関連施設には、洪水予報等（洪水注意報、警報、水位到達情報等）及び避難情報等（避難準備、勧告、指示）の伝達を行い、早期の適切な避難を促す。

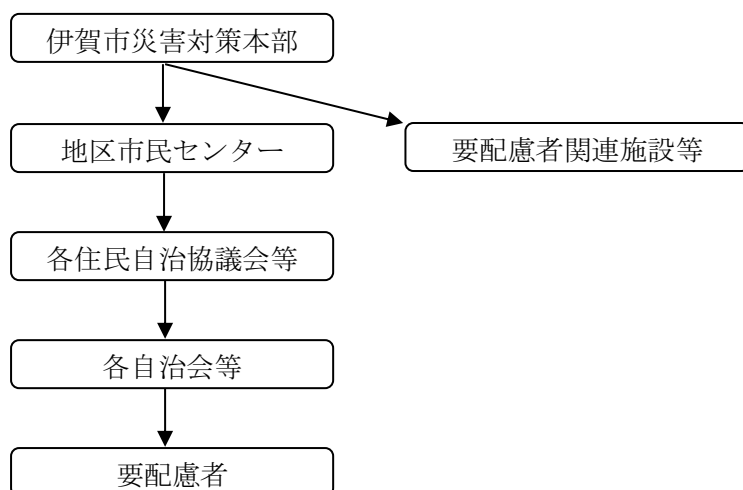
(4) 避難勧告等の情報の伝達方法

各施設や各地域への避難情報の周知は、電話又はファックス、行政情報チャンネル、防災情報システム、市ホームページ、広報車等を活用して行う。また、状況に応じて、地域の住民自治協議会長、自治会長、自主防災組織の長、民生委員・児童委員等へ連絡する。

ア 伝達系統例



イ 要配慮者関連施設等への伝達系統例



■市民が実施する対策

1 避難勧告等への対応及び自主避難

雨が強く降り始めたときなどにおいて、市民はテレビ・ラジオ・インターネット等により最新の気象情報を確認しつつ、雨の降り方や土砂災害の前兆現象に注意するとともに、公共機関・消防団・自主防災組織からの呼びかけに注意する。身の危険を感じた場合は、避難の呼びかけがなくても、自主的に早目の避難を行うことを考える。

(1) 適切な避難行動の選択

市から警戒レベルが付された避難勧告等が発令された場合、市民はあらかじめ計画された避難所等へ避難することを基本とする。通常、避難所が開設されるのは、「**[警戒レベル3] 避難準備・高齢者等避難開始**」が発令されてからであり、自主的に避難する際には、避難所が開設されているかを下記で確認する。

◆市ホームページ <http://www.city.iga.lg.jp/>

◆伊賀市災害対策本部 TEL 0595-22-9640

また、不測の事態も想定されることから、計画された避難所等へ避難することが適切でない場合もある。例えば、浸水により避難所までの歩行等が危険になった場合には、生命を守る行動として、自宅や隣接建物の2階等へ緊急的に避難するなどの行動をとる。あるいは、周囲の建物より比較的高い建物（鉄筋コンクリート等の堅固な構造物）の2階以上（斜面と反対側の部屋）に避難するなど、状況等に応じて柔軟な対応を心がける。

(2) 避難の準備

「**[警戒レベル3] 避難準備・高齢者等避難開始**」が発令されたら、避難の準備にとりかかる。非常持ち出し品や避難所・避難経路を確認するとともに、ガスの元栓など、火の始末をする。

また、高齢者・子ども・体の不自由な方など、避難時に支援を必要とする人や、避難に時間がかかる人がいる場合は、早めに避難を開始する。

(3) 安全に避難するための留意事項

ア 「**[警戒レベル4] 避難勧告**」や「**[警戒レベル4] 避難指示（緊急）**」は危険が迫った時に発令されるため、指示に従い速やかに避難する。

イ 一人での避難は、正確な判断や所在の確認がとりにくくなり、助ける人がいなくなる場合があるため、近隣と協力して複数で避難する。

ウ 車による避難では、30cm以上の浸水で走行が困難となり、50cm以上で車内に閉じこめられることがある。

エ 動きやすい服装で避難する。

(4) 浸水している状況での避難時の留意事項

ア 浸水している状況で歩ける深さは膝の高さくらいまでであり、流速が速い場合には20cm程度の浸水深でも歩行不可能なことがある。

イ 用水路等への転落のおそれのある場所では、道路上10cm程度の浸水深でも危険なことがある。

ウ 水面下には何があるか分からないため、傘などを杖代わりに確認しながら避難する。

■国・市・住民等が連携して実施する対策（タイムラインによる行動計画）

1 タイムラインについて

(1) タイムラインの定義

「タイムライン」とは、米国に端を発して導入が進み、国内では「発災前から関係機関が実施すべきことをあらかじめ時系列にプログラム化したもの」、「時間軸に沿った防災行動計画」等として紹介されている。台風等の発生から被害に至るまでに可能な事前準備対策について、いつ、誰が、どのような防災行動を行うかについて、明確にするものである。

(2) タイムラインの意義

台風や前線を伴う大雨等は、数日前から規模や進路等についてある程度の予測が可能であり、県や市町その他の防災関係機関が、到達までのリードタイムを活かした事前対策に万全を期すことで、防災及び減災効果を高めることができる。近年の台風等は頻発化・強化化しており、よりきめ細かな対策が求められているため、タイムラインによる行動計画は有効な対策の一つとして考えられる。

2 木津川上流域における避難勧告の発令等に着目したタイムライン

次ページに、台風の接近・上陸に伴う洪水を対象とした、木津川上流域における避難勧告の発令等に着目したタイムラインを示す。

台風の到達予想時間から遡って2日前（48時間前）より、気象・水象情報に基づく、木津川上流河川事務所・伊賀市・住民等の行動計画が具体的に決められている。

実際の台風接近時には様々な状況が想定され、時間どおり・計画どおりに進まないこともあるが、関係主体間でタイムラインの行動計画内容を目安として共有し、実際の場面でそれらを調整しつつ行動することで、スムーズな連携と適切な避難に結び付けられる。

(1) 気象・水象情報

岩倉水位観測所において、水防団待機水位（4.5m）、氾濫注意水位（6.0m）、避難判断水位（6.7m）、氾濫危険水位（7.7m）を定めている。

(2) 木津川上流河川事務所

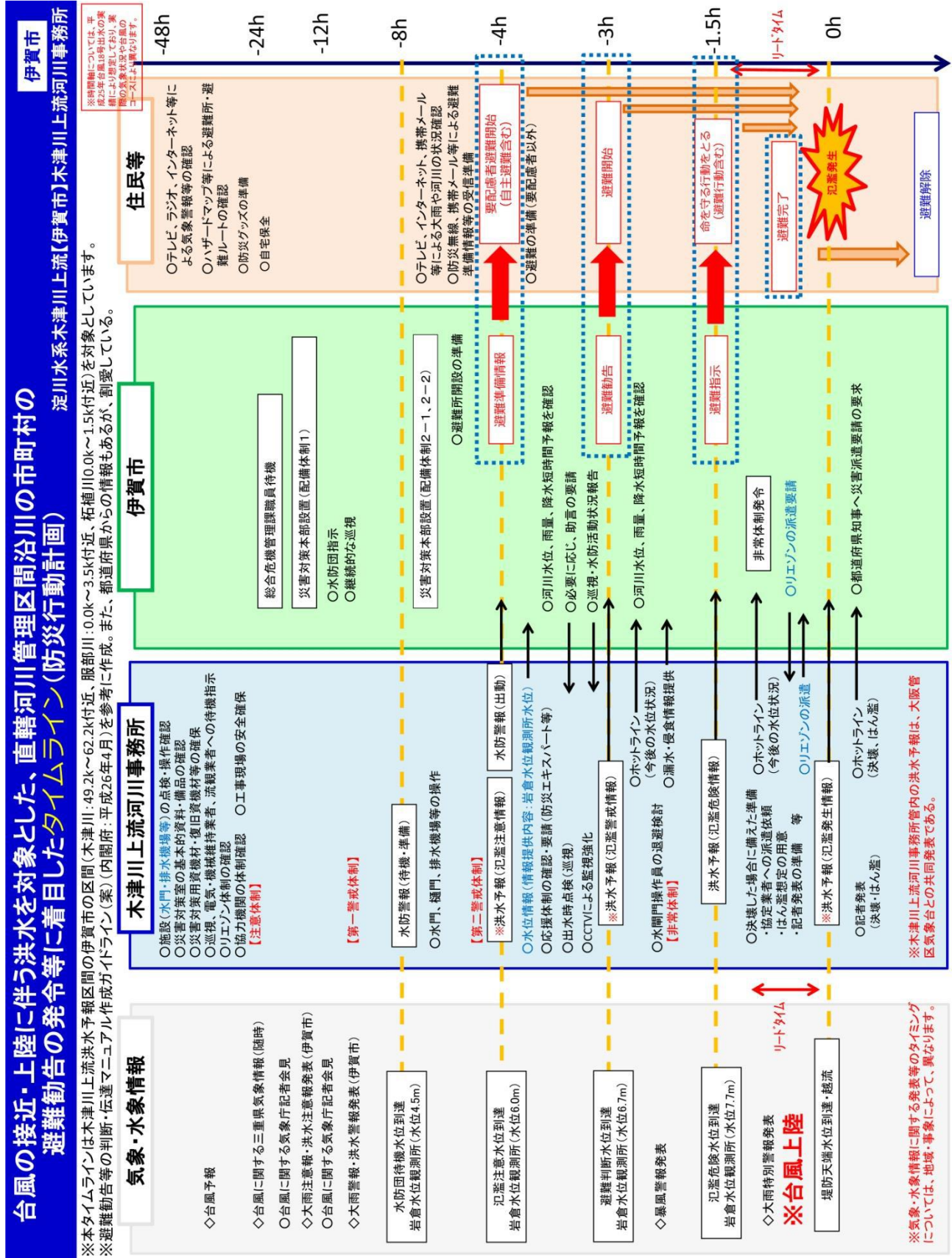
上記の気象・水象情報に基づき、「水防警報（待機・準備）」「洪水予報（氾濫注意情報）」「水防警報（出動）」「洪水予報（氾濫警戒情報）」「洪水予報（氾濫危険情報）」「洪水予報（氾濫発生情報）」等の情報を市等に伝える。

(3) 伊賀市

木津川上流河川事務所等の情報を参考にして、住民等に警戒レベルが付された避難勧告等を発令し、決壊しそうな状況では非常体制をとる。

(4) 住民等

市の警戒レベルが付された避難勧告等の発令に基づき、適切な避難行動等をとる。要配慮者は、「[警戒レベル3] 避難準備・高齢者等避難開始」が発令された段階で避難を開始する。



第2章 避難誘導体制の確保

第1節 避難所の確保及び早期避難の促進

第1項 活動方針

- 避難勧告等を適切に発令するとともに、大規模な被害の発生が危惧される台風等の接近が予想される時には、必要に応じ、早期・広域避難を支援する体制を確保する。
- 早期・広域避難の実施体制および避難所指定を受けている施設における受入体制整備について検討する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
避難実施体制の確立	総括班、情報班	市災害対策本部設置後	・雨量、水位、土砂関連情報等 (気象庁、県土整備部)
避難勧告等の発令	総括班、情報班	市災害対策本部設置後	・雨量、水位、土砂関連情報等 (気象庁、県土整備部)
避難所の開設	総括班、各支所	避難情報等発令時	・避難所の状況(各施設管理者)

※「活動開始(準備)時期」は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■市が実施する対策

1 避難の実施

(1) 避難実施体制等の確立

市は、災害発生の危険等が予測される地域に対し、速やかに避難勧告等を発令できるよう、雨量や河川水位情報、大雨警報(土砂災害)の危険度分布等を監視し、避難実施等を判断するための体制を確立する。

また、避難勧告等の発令区域やタイミング、指定緊急避難場所・避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制を計画するとともに、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

(2) 避難所の開設

避難勧告等を発令する必要がある場合は、あらかじめ指定されている避難所について、各避難所の避難所運営マニュアル等に沿って速やかに避難所を開設する。

また、避難所を設置したときは、以下の事項についてただちに県に報告する。

- ア 避難勧告等の種類
- イ 避難所開設の日時及び場所
- ウ 箇所数及び収容人員

(3) 避難勧告等の発令

避難勧告等を発令する際には、次の項目から必要な情報を明示して行い、防災情報システム、広報車、県災害対策本部を通じた放送関係機関への放送要請等を用い、住民等に対する避難情報の周知を図る。

- ア 要避難対象地域
- イ 避難場所
- ウ 避難理由
- エ 避難経路
- オ 避難時の注意事項等

(4) 避難の実施

市は、雨量や河川水位情報、大雨警報（土砂災害）の危険度分布等を確認し、あらかじめ定める避難勧告等判断基準に達した場合は、災害発生の危険のある地域に対し、速やかに避難勧告等を発令する。

避難所への避難は避難者の自力避難を原則とするが、避難者が自力で避難できないなどの場合は市が手配した車両等を用いて避難を行う。

また、災害発生が差し迫った状況ではない場合でも、気象台の発表する気象予測等により今後の大雨等が予測され、夜間避難など、避難勧告等判断基準に達してから避難を開始すると避難活動が困難になると予想される場合などは、早期の避難所開設や避難情報の発令等を検討する。

■その他の防災関係機関が実施する対策

1 住民等への避難情報の広報（放送機関）

市からの要請に基づき、県災害対策本部から依頼を受けた放送機関は、当該地域住民への避難情報の広報に協力する。

■市民が実施する対策

1 避難勧告等発令時の行動

市民は、市が発令する警戒レベルが付された避難勧告等の意味を理解し、また、洪水ハザードマップや土砂災害危険箇所図等により、あらかじめ自らの居住等をする地域で災害が発生した場合の想定を把握し、どのような段階でどのような避難行動（指定避難所や屋内の安全な場所への避難等）をとるべきかを把握しておき、警戒レベルが付された避難勧告等が発令された場合は、速やかに避難を行うなど、身の安全を守る措置をとるよう努める。

第2節 避難行動要支援者・要配慮者の保護

第1項 活動方針

○避難行動要支援者・要配慮者の避難状況を把握するとともに、避難が必要な要配慮者施設の利用者の他施設への受入要請や、福祉避難所等への受入等の調整を図る。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
避難行動要支援者の 避難行動支援	総括班、避難行動要 支援者支援班、地域 支援班	市災害対策本部設置後	避難行動要支援者への支援 に資する情報(防災関係機 関)

※「活動開始(準備)時期」は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■市が実施する対策

1 避難行動要支援者の避難支援

(1) 避難行動要支援者の避難行動支援

避難情報等を発令した場合、避難行動に支障をきたす避難行動要支援者がいる場合には、避難支援等関係者の協力を得て、避難行動支援等を行う。

■その他の防災関係機関が実施する対策

1 住民等への避難情報の広報(放送機関)

市からの要請に基づき、県災害対策本部から依頼を受けた放送機関は、当該地域住民への避難情報の広報に協力する。

2 要配慮者の避難受入(社会福祉施設等)

要配慮者の避難について、受入の要請があった場合は、可能な範囲で受け入れに努める。

■市民が実施する対策

1 地域住民等による取り組み

地域住民等は、市、避難支援等関係者等と協働し、避難行動要支援者名簿を活用するなどして地域社会全体で要配慮者の安全確保および避難行動要支援者の避難行動の支援に努める。

また、住民自治協議会・自主防災組織等は、各避難所の「避難所運営マニュアル」の作成に努め、要配慮者及びその家族に配慮した避難所運営を実施する。

2 避難行動要支援者及び避難支援等関係者の対策

避難行動要支援者及び避難支援等関係者は、地域住民等の協力を積極的に求め、その安全を確保する。

第3節 学校・園における児童生徒等の安全確保

第1項 活動方針

- 大雨・暴風等による風水害被害等の発生のおそれがある場合において、学校・園における児童生徒等の保護および登下校や保護者への引き渡し等に際し、安全の確保を図る。
- 風雨等が強まる前の段階において、休校（園）を判断するなど、児童生徒等の事前の安全確保対策について検討する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
休校(園)措置の実施	教育部、健康福祉部、各支所	暴風警報等の発表後速やかに	気象予警報等(気象台)
児童生徒等の安全確保	教育部、健康福祉部、各支所	休校措置の実施を判断した場合速やかに	<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報(気象台) ・通学路周辺の河川水位、大雨警報(土砂災害)の危険度分布等(県土整備部等) ・通学路周辺の危険箇所の状況(教職員等) ・公共交通機関の運行状況(交通機関等)

※「活動開始(準備)時期」は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■市が実施する対策

1 休校(園)措置の実施

(1) 休校(園)措置の判断

市立学校の校(園)長は、始業前に暴風警報が発表されるなど、登校に危険が予想される場合は、学校の防災計画に基づき速やかに休校(園)の措置を行う。

また、始業後に暴風警報が発表されるなど、時間の経過とともに危険が増すことが予想される場合は、下校時の安全を確認したうえで速やかに児童生徒等を下校させる。

(2) 休校(園)措置の連絡

市立学校の教職員は、休校(園)措置の実施を判断した場合、あらかじめ定められた方法により、保護者等に対し、速やかかつ確実に措置の内容等を連絡する。

2 児童生徒等の安全確保

(1) 児童生徒等の下校・引き渡し

下校措置を実施する際は、保護者等に直接引き渡すなど、児童生徒等の安全確保に十分配慮する。

また、児童生徒等を下校させる場合は、教職員による通学路等の安全確認や、できる限り集団で下校させるなどの安全確保対策を行う。

(2) 帰宅困難児童生徒等の保護

帰宅途中での浸水や交通機関の運行休止、保護者等の不在等により帰宅が困難な児童生徒等については、校内や避難場所など最も安全な場所において保護する。

第3章 災害未然防止活動

第1節 公共施設等の災害未然防止体制の確保

第1項 活動方針

- 市管理公共施設等の安全確保・被害情報収集体制を確立する。
- 市有施設、市管理道路および上下水道等（市管理）の台風接近前の被害防止体制を検討する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
公共施設等の安全確保対策	建設部、産業振興部、上下水道部	台風発生後速やかに	・台風、気象情報等(気象台) ・施設の危険箇所等(施設管理者)
公共施設等の被害情報等の収集	建設部、産業振興部、上下水道部	災害対策本部設置後速やかに (大雨警報等発表後)	・施設の被害情報等(施設管理者)
せき・水門・樋門・排水機場等の操作	建設部、産業振興部、上下水道部	雨量、水位等の状況に応じて	・雨量、水位等情報(気象台、建設事務所等)

※「活動開始(準備)時期」は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■市が実施する対策

1 公共土木施設等にかかる災害未然防止活動

(1) 市管理道路

ア 市管理道路における安全確保対策

市管理道路について、アンダーパス等浸水時における通行止や、通行規制による安全確保対策を講じる。

イ 被害情報等の収集

市管理道路における通行規制や被害情報等を収集し、市災害対策本部へ報告を行うとともに、市ホームページ等での情報提供に努める。

また、緊急輸送道路の確保に必要な高速道路、国道、県管理道路等についても、通行規制や被災状況等の情報を収集する。

(2) 下水道施設(市管理)

ア 下水道施設における安全確保対策

下水道施設について、必要な安全確保対策を講じる。

イ 被害情報等の収集

下水道施設における被害情報等を収集し、市災害対策本部へ報告を行うとともに、市ホームページ等での情報提供に努める。

(3) 上水道施設(市管理)

ア 水道施設における安全確保対策

水道施設について、必要な安全確保対策を講じる。

イ 被害情報等の収集

水道施設における被害情報等を収集し、市災害対策本部へ報告を行うとともに、市ホームページ等での情報提供に努める。

(4) せき・水門・樋門・排水機場等（市管理）

せき・水門・樋門・排水機場等の管理者（操作責任者）は、雨量や水位の変動を監視し、必要に応じて適切な門扉開閉等の操作を行う。

また、操作に伴い放流を行う場合は、あらかじめ定める関係市町や機関等に対し、必要な事項を通知するとともに、住民に周知する等の措置を講じる。

第2節 水防活動体制の確保

第1項 活動方針

- 気象・水象等に関する予報・警報等に基づき、速やかに水防活動を実施する体制を確立する。
- 雨量計、水位計等の動作状況を、事前に確認する体制について検討する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
水防活動の実施	建設部、産業振興部、各支所	気象等に関する注意報・警報・特別警報の発表後速やかに	・雨量情報、水位情報 (気象台、建設事務所等)

※「活動開始(準備)時期」は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■市が実施する対策

1 水防活動の実施

(1) 巡視

市は、職員等の安全が確保できる範囲内で、区域内の河川・堤防等を巡視し、水防上危険と認められる箇所を発見したときは、当該河川の施設管理者に報告して必要な措置を求める。

(2) 非常警戒

市は、水防施設の被害が予測される場合、市職員等の安全が確保できる範囲内で、水防区域を監視及び警戒するとともに、安全が確認された後、工事中の箇所やその他特に重要な箇所を重点的に巡視し、異常を発見した場合は、直ちに当該河川等の施設管理者に連絡をして、水防作業を開始する。

■水防団(消防団)が実施する対策

1 水防活動の実施

水防団(消防団)は、市、関係機関と連携し、危険箇所の巡視や住民への正確な情報の周知及び適切な水防作業を行うものとする。

第3節 市民・企業等による安全確保

第1項 活動方針

- 市民や企業が、自らの判断で風水害からの安全確保対策を講じ、適切な避難行動をとることができるよう、各種ホームページやメール等による気象情報等の提供を行う。
- 台風情報や気象予警報情報と合わせて、気象情報や避難判断情報等の活用情報等を市民等に提供し、自らを守るための事前の防災行動の実施を促進する対策を検討する

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
報道機関に対する避難・被害情報等の提供	防災総括部、広報班	市災害対策本部設置後	・避難情報、被害情報等 (関係防災機関)

※「活動開始(準備)時期」は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■市が実施する対策

1 洪水ハザードマップ、避難所等の情報の提供

住民・企業等が自らの防災行動や適切な避難行動等の判断材料としての活用を図るため、市は、ホームページや防災パンフレット等により、市内の洪水時の浸水箇所等を示したハザードマップや、風水害被害等が発生した場合に避難をするための避難所情報等を提供する。

2 避難勧告等の伝達・報告

市において、避難勧告等を発令する場合は、防災情報システムや報道機関への情報提供等、様々な手段を用いて住民等への伝達を行う。

また、避難勧告等を発令した場合は、速やかに県災害対策本部へ報告を行う。

3 被害情報等の報告

市内で災害による被害等が生じた場合は、速やかに県に対し報告を行う。

また、市ホームページ等において、被害状況の公表に努める。

■企業・事業所が実施する対策

1 企業・事業所の安全確保対策

台風等の接近が予想される場合は、事業所内の施設や設置物等の固定状況など、危険箇所の点検・補修等を行うとともに、鉢植えや立て看板等の配置物の収納など、安全確保対策を講じる。

2 従業員の安全確保対策

台風や大雨の影響により、道路の冠水や公共交通機関の運行休止等で従業員の通勤困難、帰宅困難等が生じるおそれがある時は、業務を休止し、従業員を自宅待機させる等の措置による安全確保対策を検討する。

また、帰宅困難となった従業員対策として、必要に応じ食料や毛布等の確保に努める。

■地域・市民が実施する対策

1 避難所運営への協力

市から要請があった場合は、住民自治協議会、自治会、自主防災組織等は、避難所運営マニュアル等に基づき速やかに避難所を開設するとともに、主体的に運営・管理を行う。

2 自宅の安全対策

台風等の接近が予想される場合は、自宅敷地内の施設や設置物等の固定状況など、危険箇所の点検・補修等を行うとともに、鉢植え等の配置物を収納するなど、安全確保対策を講じる。

3 適切な避難行動の実施

市民は、自宅や勤務場所、通学場所等で発生しうる洪水や土砂災害等の様相や、災害発生時の避難場所、気象台が発表する気象情報や予警報、市が発令する警戒レベルが付された避難勧告等、避難判断情報等の意味をあらかじめ十分に理解しておく。

また、台風や大雨の影響が懸念される場合は、テレビやラジオ、三重県の防災情報ポータルサイト「防災みえ. jp」や「メール配信サービス」等で最新の気象情報等を把握し、市から避難判断情報が発令された場合は、自らの判断で速やかに適切な避難行動をとるよう努める。

○「気象庁ホームページ」のアドレス：<http://www.jma.go.jp/jma/index.html>

○「防災みえ. JP」のアドレス：<http://www.bosaimie.jp/index.action>

○市ホームページ <http://www.city.iga.lg.jp/>

4 危険な行動の自粛

台風に伴う自宅等の風雨対策については、なるべく早めに行うものとし、風雨が強まってからの作業は不慮の事故を招くため、これを自粛する。

また、特に農林業従事者等においては、台風の影響が強まってから農地・林地・農林業用施設等を見回りに行き、水路や谷等に転落して命を落とすような事故が多発していることから、台風が通過し安全な状況になるまでは見回りを控えるなど、危険な行動を自粛する。